

令和5年(行ウ)第171号 帰化不許可処分取消請求事件

令和5年(行ウ)第478号 帰化不許可処分取消請求事件

令和5年(行ウ)第480号 訴えの追加的併合事件

原告



被告 国(処分行政庁 法務大臣)

準備書面(2)

令和6年2月13日

東京地方裁判所民事第51部2B係 御中

被告指定代理人

稲	玉	祐
宮	城	島
横	山	智
大	村	陽
田	中	貴



被告は、本準備書面において、原告の令和5年12月12日付け原告準備書面(3) (以下「原告準備書面(3)」という。) に対し、必要と認める限度において反論する (後記第1ないし第4)。

なお、略語等は本準備書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 本件処分について、裁量権の範囲の逸脱又は濫用があると認められないこと

1 原告の主張

原告は、「本件帰化不許可は、難民である原告に、政府が提供した日本語以上の日本語能力を求めた結果、裁量権の範囲の逸脱又は濫用にあたり、違法である」と主張する (原告準備書面(3) 14ページ)。

2 被告の主張

(1) 原告には日本社会への融和上問題があると認められることについて

帰化の一般的な条件として、日常生活に支障のない程度の日本語能力 (会話及び読み書き) を有するなど、日本社会に融和していることが挙げられる (乙14)。

しかしながら、原告については、帰化許可申請の審査に当たり、日常生活に支障のない程度に読み書きができるかを審査するために、各法務局及び地方法務局が小学校低学年の児童が使用する教科書等を参考にして作成し、実施している日本語能力の試験 (平仮名及び片仮名の読み書きができるか否か並びに文章の理解力及び表現力があるか否かを問うもの。) の結果において、日常生活に支障のない程度の日本語能力を有していないと判断された (原告が主張するとおり、当該試験は原告の面前で採点が行われており、原告も当該試験における自己の解答内容とその採点結果を認識していた。) ことなど、諸般の事情を総合的に考慮し、日本社会への融和上問題があると認められた。

なお、原告は相当程度の日本語能力を身につけている旨主張するが (原告準備書面(3) 13ページ)、原告は、そもそも複数回の日本語テストにおいて、

基本的な平仮名、片仮名の読み書きが十分にできていなかったのであり、原告の上記主張には理由がない。

(2) 原告が、定住支援プログラムにおける日本語教育を受講していたとしても、そのことをもって日常生活に支障のない程度の日本語能力を有しているとは認められないこと

原告が定住支援プログラムにおける日本語教育を受講していたとしても、当該プログラムの求める日本語能力を習得できていたとは限らない。

また、当該プログラムは日本で自立して安定した生活を送ることができるようになることを目的とするものであり、帰化の条件として求められる日本語能力と同等であるとは限らないのであるから、当該プログラムにおいて習得が目指されている日本語能力を習得できていたとしても、帰化許可申請をする者は、その審査においても、日常生活に支障のない程度の日本語能力を有していると判断される必要がある。

なお、前記(1)で述べたとおり、帰化の審査においては、日常生活に支障のない程度の日本語能力を求めているにすぎず、高度な日本語能力のレベルを要求していたなどとはいえない。

(3) 帰化行政の性質上、不許可決定の理由を明らかにすることができない場合が存すること

ア 被告の令和5年9月29日付け準備書面(1)(以下「被告準備書面(1)」という。)で主張したとおり、帰化の許否は、当該外国人の一切の行状、国内の政治・経済・社会等の諸事情、国際情勢、外交関係、国際礼讓等の諸般の事情を斟酌しなければ適切かつ的確な判断をすることができない性質のものであるし、また、国益の保護の観点から見た場合には、国内はもとより国際的にも広範な情報を収集しその分析の上に立ち、その時々に応じて、的確な判断をすることが求められる。

そして、帰化の許否判断が上記の性質を有するものであることから、帰

化の不許可決定については、国際情勢、外交関係、公安上の理由、申請者及びその関係者のプライバシー保護等の様々な事情から、不許可の理由を明らかにすることができない場合が存する。このことは、帰化に関する処分については、行政手続法第2章から第4章の2までの規定は適用されず、法務大臣は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合であっても、申請者に対し、当該処分の理由を示す義務を負わないこと（同法3条1項10号、8条）、帰化に関する処分については、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができないこと（同法7条1項10号、平成26年法律第68号による改正前の行政不服審査法4条1項10号）、国籍法上にも不服申立てに関する規定は置かれていないことから明らかである。

イ 本件において、法務大臣が帰化の許否の判断をするに当たって、原告に関するどのような事実をどのように考慮したかにつきその詳細を明らかにすることは、帰化行政における調査手法等をも推知させるおそれがあり、評価の対象となる事実の隠匿や偽装を誘発しかねないなど、将来における帰化行政の適正・公正な運用の妨げとなり、ひいては、国の治安にも重大な影響を与えるおそれがある。

したがって、前記(1)で述べた以上に、原告に実施した日本語能力の試験の内容を含めて不許可の理由を明らかにすることはできない。

(4) 小括

以上のとおり、法務大臣が本件処分に当たってどのような事実を考慮したかについて、その詳細を明らかにすることはできないものの、法務大臣は原告の帰化の許否の判断に当たり、前記(1)に記載した原告の日本語能力を含む諸事情を考慮した結果、現時点で我が国の国民共同体の構成員とすることが適当ではないと評価して本件処分をしたのであって、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと認められない。

第2 難民である原告について日本社会への融和上問題があるとして帰化を許可しなかったことをもって、法務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又は濫用があるとは認められないこと

- 1 原告は、「法務大臣は、本件処分にあってこの難民条約34条に基づく義務、すなわち、「締約国は、難民の・・・帰化をできる限り容易なものとする」ために帰化要件について必要な解除ないし緩和を果たした形跡が認められない」として、「難民条約34条第1文の要請を満たすべきところ、そのような行使を怠っていることは明らかであるから、本件処分には裁量権逸脱濫用が認められる」と主張する（原告準備書面(3)4ページ）。
- 2 しかしながら、被告準備書面(1)(7ページ)で主張したとおり、国籍法5条2項は、既に難民条約34条の趣旨にかなっているものであり、同条がその他の帰化の条件をも緩和し、帰化の許否に関する処分行政庁の判断に関する裁量権を制限するものであるとは認められない。

したがって、帰化の許否に係る法務大臣の広範な裁量権に照らせば、難民である原告につき日本社会への融和上問題があるとして、帰化を許可しなかったことをもって、その裁量権の範囲の逸脱又はその濫用により違法になるとはいえない。

第3 原告を無国籍者と同視しうるとしても、帰化の許否に関する処分行政庁の判断に関する裁量権を制限するとは認められないこと

- 1 原告は、「難民が事実上の無国籍者であることも踏まえれば、無国籍の防止原則を考慮しなければならず、帰化の許可に関する判断の裁量権はその観点からも、制約される」と主張する（原告準備書面(3)9ページ）。
- 2 原告は[REDACTED]国籍を有する者であり、原告を無国籍者と同視しうるかについては疑義があるが、仮に原告を無国籍者と同視し得るとしても、国籍法

は、無国籍者について、日本で生まれ、かつ出生の時から国籍を有しない者でその時から引き続き3年以上日本に住所を有するものにつき、国籍法5条1項1号、2号及び4号の条件を備えない場合であっても帰化を許可することができる旨定める（国籍法8条4号）にとどまる。同規定は、無国籍者についてその他の帰化の条件を緩和し、帰化の許否に関する処分行政庁の判断に関する裁量権を制限するものであると認めることはできない。福岡地方裁判所平成平成27年2月26日判決（乙15、同判決はその控訴審及び上告審でいずれも維持されている。）も同旨の判示をしている。

なお、原告は日本で出生していないことから、国籍法8条4号により帰化を許可することはできない。

第4 原告が日本国籍が得られないことによって不利益を被っているとしても、本件処分に裁量権の範囲の逸脱又は濫用があるとは認められないこと

- 1 原告は、日本国籍を得られないために、「スイス、アメリカにおいて開催される国際会議に招待されながらも、難民旅行証明書、再入国許可証での渡航は認められ」なかったこと、「韓国、エチオピア、マレーシアにおいても、入国審査の場面で数時間も待たされたうえに、長い審査を受け」たこと、「有効な旅券を所持しないため、就職においても不利益を被っている」こと及び「参政権が認められていないこと」といった不利益を被っているとして、原告の帰化許可申請は認められなければならないと主張する（原告準備書面(3)16ページ）。
- 2 しかしながら、仮に原告が主張するような不利益を被っているとしても、法務大臣は、当該不利益を解消する義務を負うものではなく、帰化の許否に係る法務大臣の広範な裁量権に照らせば、原告の帰化を許可しなかったことをもって、その裁量権の範囲の逸脱又はその濫用により違法となるものではない。

この点につき、大阪地方裁判所平成28年11月24日判決（乙16。同判

決は上訴がされずに確定している。)も、「原告らは、中国(中国大使館)から中国国籍を有することを認めてもらえず、パスポートを取得することができないなど、事実上、無国籍者と同様の不利益を被っていることがうかがわれるが(中略)、法務大臣は原告らの上記のような不利益を解消する義務を負うものではなく、帰化の許否に係る法務大臣の広範な裁量権に照らせば、原告らの帰化を許可しなかったからといって、その裁量権の範囲の逸脱又はその濫用により違法になるとはいえない」と判示している。

以 上